

2009年5月1日より共同体商標（CTM）の料金が改定されます。

- ・出願費用に関しては、電子出願の場合、従来の750ユーロから900ユーロへと150ユーロ値上がりします。書面による出願の場合は、従来の900ユーロから1050ユーロへと値上がりします。  
また、団体商標についても従来の1300ユーロから1800ユーロへと値上がりします。
- ・一方、登録費用に関しては従来は850ユーロが必要でしたが、2009年5月1日より無料へと値下がりします。さらに、従来は1出願に3区分以上の区分を含む場合、登録料として1区分あたり150ユーロの追加クラス料金が必要でしたが、これについても2009年5月1日より不要となります。さらに、団体商標についても登録費用として従来は1700ユーロが必要でしたが2009年5月1日より不要となります。
- ・また、マドリッド協定経由で欧州共同体を領域指定した場合、登録手数料が従来の1450ユーロから、870ユーロへ値下がりします。さらに3区分を超えて区分を指定した場合の登録費用が1区分あたり300ユーロから150ユーロへ値下がりします。
- ・なお上記登録料については、現在出願中のものであっても2009年5月1日の時点で登録費用の支払いが要求されていない全ての出願に適用されます。
- ・したがって、出願手数料は値上がりするものの、登録料が不要となるため、結果としては合計約40%の値下がりとなります。

具体的な見積等についても個別に対応することも可能です。

詳細については弊所商標担当弁理士船本迄お問い合わせ下さい。

## **MAEDA & SUZUKI**

**PATENT Co., LTD.**

**TOKYODO JINBOUCHO 3rd BLDG.,**

**1-17, KANDAJINBOUCHO 1-CHOME,**

**CHIYODA-KU, TOKYO 101-0051, JAPAN**

**TELEPHONE 81-3-5281-0670 FACSIMILE 81-3-5281-0680**